

3 文科初第 3 2 9 号
環政総発第 2106012 号
令和 3 年 6 月 2 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長
義 本 博 司

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

環境省総合環境政策統括官
和 田 篤 也

気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する
教育の充実について（通知）

気候変動問題をはじめとした地球環境問題は、世界全体の喫緊の課題となっています。

我が国でも、別添 1 のとおり、本年 6 月 2 日に地球温暖化対策の推進に関する法律の改正が行われ、2050 年までに、脱炭素社会（人の活動によって発生する温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの吸収量との間に均衡が保たれている社会（カーボンニュートラル））の実現を目指すこととされるなど、気候変動対策を進めています（地球環境問題に関する国内外の主な動き等を、別添 2 にまとめていますので参考にしてください。）。

脱炭素社会の実現に向けては、国民・国・地方公共団体・企業など、あらゆる主体の取組が不可欠であるため、国民一人一人のライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要であり、持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが、地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をとることができるよう、地球環境問題に関する教育（以下「環境教育」という。）を今後ますます充実していくことが求められます。

つきましては、地球環境問題を巡る昨今の状況等を踏まえ、環境教育の充実に向けての留意点等を下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

このことについて、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校等に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 学校における環境教育の充実

（1）学習指導要領における環境教育

小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「小学校学習指導要領」という。）、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）（以下、「中学校学習指導要領」という。）及び高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「高等学校学習指導要領」という。）等においては、これからの学校には、一人一人の児童生徒が「持続可能な社会の創り手」となることができるようにすることが求められる旨が明記されています。

また、小学校学習指導要領の総則においては、「各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする」と記載されており、また、小学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）（以下「小学校学習指導要領解説総則編」という。）においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の例として「自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力」が示されているところです（中学校学習指導要領解説及び高等学校学習指導要領解説等にも同旨の記載あり）。

これらを踏まえ、学校における環境教育については、社会科、理科、技術・家庭科を始め様々な教科等を通じて横断的に取り組むこととしているところです。また、例えば、総合的な学習（探究）の時間などで、地球環境問題をテーマに各教科等で学んだことを活かしながら学んでいくことも考えられます。

（2）カリキュラム・マネジメントの実施

環境教育を学校教育全体で進めていくためには、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことや、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（「カリキュラム・マネジメント」）に努めていくことが重要となります。

この点、小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）において、別添6のとおり、「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋

し、通覧性を重視して掲載した資料を掲載していますので、各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考として御活用ください。

(3) 地球環境問題に関する国内外の動きを踏まえた指導の実施

地球環境問題に関する指導を行うに当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な動きや、我が国における 2050 年までに脱炭素社会、循環型社会や自然共生社会の実現を目指す動きなど、国内外の動きにも触れながら児童生徒の学びを深めていくことが重要です。

地球環境問題に関する国内外の主な動き等については、別添 2 のほか、別添 3 に示す環境省のホームページ等も参考にしてください。

また、環境教育に関する国際的な取組として、環境や気候変動も含む地球規模の諸課題の解決や SDGs の実現に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための「持続可能な開発のための教育」(ESD)や、「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(GLOBE) などがあり、これらを適宜踏まえたり活用したりしながら環境教育の充実を図ることも考えられます。

○持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）

人類が将来にわたり豊かな生活を確保するよう、現代社会における様々な地球規模の課題を、一人一人が自らに関わる問題と捉え、身近なところから取り組むことで、新たな価値観や行動変容をもたらすことを目指す教育活動。ヨハネスブルグサミットにおける日本の提唱によって開始され、国連及びユネスコの枠組みで世界的に取り組まれている。また令和元年には、SDGs の全てのゴールの実現への貢献により、公正で持続可能な世界を目指す「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」という新たな国際枠組みが、本年 5 月にはそれを推進するベルリン宣言が、それぞれ採択されている。

こうした世界の推進枠組みに沿って日本国内で ESD 推進を展開する計画「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画（第 2 期 ESD 国内実施計画）」を策定した。本計画では、「ESD for 2030」の理念を踏まえ、ESD が SDGs 達成への貢献に資するという考え方を初めて明確化し、ジェンダー平等、2050 年カーボンニュートラルの推進等を踏まえつつ持続可能な社会の創り手を育成することとしている。

（参考）我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画
（第 2 期 ESD 国内実施計画）

https://www.mext.go.jp/unesco/001/2018/1407955_00010.htm

また文部科学省及びユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールを ESD の推進拠点として位置づけ ESD の推進に取り組んでいる。

（参考）ユネスコスクール <https://www.unesco-school.mext.go.jp/>

ESD はユネスコスクール以外の学校でも取り組んでいく必要があることから、文部科学省においては、学校現場において ESD が効果的に実践されることを目指して、新学習指導要領を踏まえ、「持続可能な開発のための教育（ESD）推進の手引」（令和 3 年 5 月改訂版）を作成する等、国内における ESD の推進を行っている。

（参考）ESD 推進の手引（令和 3 年 5 月改訂版）

<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>

さらに、文部科学省と環境省が共同して、ESD に関する多様な主体が参画する ESD 推進ネットワークのハブを担う「ESD 活動支援センター」を整備・運営している。

（参考）ESD 活動支援センター <https://esdcenter.jp/regional/>

○環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE：Global Learning and Observations to Benefit the Environment）

全世界の幼児・児童・生徒、教員及び科学者が相互に協力しながら、全世界の個人の環境に関する意識の啓発、地球に関する科学的理解の増進、理数教育においてより高い水準へ到達するための手助けとなることを目的として環境観測や情報交換を行う、学校を基礎とした国際的な環境教育のプログラム。

児童生徒は、教師の指導の下、学校やその周辺で、大気や水質、土壌調査等の観測項目の中から学校における環境教育のテーマに沿った項目を選択して環境測定を行う。測定データは、米国の GLOBE データ処理センターへ報告し、同センターによって分析・集約されている。分析されたデータを利用することによって、身の回りの環境問題だけでなく、世界的規模の環境問題についての学習へ発展させるなど、環境学習を進めることができる。

（参考）環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kankyau/

（４）教職員の指導力向上のための研修等の活用

教職員自身が学ぶ機会を得て環境教育に関する指導力の向上を図ることが重要です。各教育委員会や学校が環境教育に関する研修等を充実することを始め、「教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修」（環境省主催、文部科学省協力）を活用することも考えられます。

○教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修

学校や地域における質の高い環境教育・ESD を実践・推進するリーダー的人材の育成を目的として、講義と具体的な演習により教職員のカリキュラム・マネジメントの実践力やホールスクール・アプローチの向上を目指すカリキュラム・デザイン・コースと、環境教育における体験活動の実践力向上を目指すプログラム・デザイン・コースを実施。

（参考）令和２年度教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修の開催について
～SDGs 達成に向けた教育推進リーダー育成のための環境教育・ESD 実践講座～
（環境省報道発表）※令和３年度も８月以降に開催予定

<https://www.env.go.jp/press/108515.html>

（５）多様な主体との連携・協働

地球環境問題について指導する際には、児童生徒が学校外の様々な主体と接点を持ち、地球環境問題を巡る課題や現在行われている取組について学びを深めていくことが重要になります。児童生徒が多様な機会を得ることができるよう、社会全体で取組を進めることが重要であり、地域住民、大学、NPO、産業界等の多様な主体と連携・協働を図りながら、取組を進めていくことが求められます。その際、ESD 活動に取り組む様々な主体の取組を支援し連携を促進する等の目的で文部科学省と環境省が共同運営する ESD 推進ネットワークに相談したり、地球温暖化対策推進法に基づき、各地方公共団体から指定等された「地域地球温暖化防止活動推進センター」や「地球温暖化活動推進員」等を活用したりすることも考えられます。

○全国地球温暖化防止活動推進センター・地域地球温暖化防止活動推進センター

<https://www.jccca.org/> ・ <https://www.jccca.org/activity/region>

（６）環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

エコスクールとは、環境負荷の低減や自然との共生を考慮して整備された学校施設で、児童生徒等の環境教育の教材としても活用されています。エコスクールの整備によって、児童生徒等にとって健康的で快適な学習・生活空間を維

持しながら、施設の環境負荷低減を図ることができます。また、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすこともできます。

文部科学省では、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や校舎の断熱性の向上、校庭の芝生化等に対して国庫補助を行っています。また、エコスクールの整備推進のため、地方公共団体が公立学校施設をエコスクールとして整備する事業について「エコスクール・プラス」の認定を関係省庁と連携して実施しています。

なお、太陽光発電設備の導入に当たっては、この他、環境省の推進する第三者所有方式の活用も考えられます。

(参考) エコスクール・プラス

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289498.htm

(参考)「環境を考慮した学校施設づくり事例集 ―継続的に活用するためのヒント―」(令和2年3月)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm

(参考) 自家消費型の太陽光発電の活用について

https://www.env.go.jp/earth/post_93.html

2. 地域等における環境教育の充実

(1) 地域等における環境教育の充実

環境教育を活性化していくためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を展開し、地域住民の意識を高めていくことが重要です。このため、多様な体験活動の場や機会の充実に努めることが大切です。教育委員会、環境部局、地域の団体や社会教育施設等の多様な主体が連携し、様々な活動を通して子供たちはもとより幅広い年齢層に対して普及・啓発活動を行っていくことが重要です。また、全国8か所のESD 地方活動支援センターに、地域の実情に応じた環境教育の助言や支援を相談することもできます。

(2) 自然体験活動の充実

自然体験活動とは、登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察、「里山・里海づくり活動」といった自然・環境に係る学習活動等といったもので、子供たちが体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、青少年教育施設や国立公園等の場を活用し、多様な自然体験活動を一層充実させていくことが重要です。本年4月には、自然公園法が改正され、国立公園等における地域の魅力的な自然を活かした自然体験活動を促進するため、自然体験活動促進計画制度が創設されました(別添5)。また、環境保全に寄与する態度等を養うため、子供たちが農山漁村その他の豊かな自然環境を有する地域に滞在し、地域の住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うことも考えられます。

(3) 環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の活用

体験活動を通じた環境教育には、自然体験のほか、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験などがあります。環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)に基づく「体験の機会の場」は、企業や団体が提供している、このような体験活動の場について、体験プログラムの内容や安全性等一定の基準を確保するものとして都道府県知事又は政令市・中核市の市長の認定を受けたものです。

「体験の機会の場」における体験活動を通じた環境教育によって、子供たちの学び

を深めていくことが重要です。

(参考) 「体験の機会の場」の認定制度について
http://www.env.go.jp/policy/post_57.html

【本件連絡先】

- 文部科学省 03-5253-4111 (代表)
(学校における環境教育について)
初等中等教育局教育課程課教育課程第二係 (内線 2613)

(持続可能な開発のための教育 (ESD) について)
国際統括官付企画係 (内線 3401)

(環境を考慮した学校施設 (エコスクール) について)
大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
環境施設企画係 (内線 2288)

(地域における環境教育について)
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
環境教育推進係 (内線 2653)

(自然体験活動について)
総合教育政策局地域学習推進課
青少年教育室事業係 (内線 2971)
- 環境省 03-3581-3351 (代表)
(教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修及び
環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」について)
大臣官房総合政策課環境教育推進室 (内線 6267)

(地球温暖化防止活動推進センター (全国・地域) について)
地球環境局地球温暖化対策課
脱炭素ライフスタイル推進室 (内線 6792)